

隠岐の島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 隠岐の島町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 経営戦略策定の目的

本町下水道事業は下水道の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成のため、下水道基本構想に基づき、令和10年度の整備完了に向け、特定環境保全公共下水道事業により公平かつ効率的に施設整備を進めていくとともに、維持管理や施設・設備更新の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は本町下水道事業の現状とこれらの将来見通しを踏まえ投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	13.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	4区(卯敷処理区、飯美処理区、福浦処理区、五箇処理区)		
処 理 場 数	4箇所(卯敷浄化センター、飯美浄化センター、福浦浄化センター、五箇浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

特定環境保全公共下水道事業では卯敷処理区、飯美処理区、福浦処理区についてはすでに整備済みです。五箇処理区については、平成25年度より整備を進めており、平成30年4月1日に供用開始となり事業認可区域面積54.32haを定め、令和2年度末で25.91haの整備が完了(整備率48%)しています。

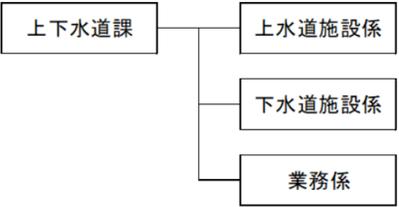
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:1,016円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき236円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき257円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき283円						
業務用使用料体系の概要・考え方	(営業用) 基本使用料 10m ³ まで:1,493円 超過使用料 10m ³ を超えるもの:1m ³ につき283						
その他の使用料体系の概要・考え方	(団体・学校用) 基本使用料 10m ³ まで:1,493円 超過使用料 10m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき257円 20m ³ を超えるもの:1m ³ につき283円						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,781	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	4,131	円
	平成31年度	3,781	円		平成31年度	4,204	円
	令和2年度	3,848	円		令和2年度	4,270	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は令和3年度現在で16人で、業務は上水道事業、下水道事業に当たっています。職員給与費の予算措置については、上水道事業に9人、下水道事業に7人を置いている状況です。		
事業運営組織	平成16年度に隠岐の島町に合併し、水道課、下水道課となり、平成25年度に上下水道課となりました。		

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務のすべてを民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和3年度に策定・公表しました、令和2年度決算「経営比較分析表」を添付しております。【別紙1】
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

3. 経営の基本方針

隠岐の島町下水道基本構想に基づき、下水道等の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成に向け、公平かつ効率的に事業を推進していきます。

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加傾向等、厳しい財政状況を勘案し、コスト縮減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について逐次再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。

○収入の確保

事業継続中であるため今後、接続数の増加により収入も増加する見込みであるが、一方で人口が減少するなかで下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料の収納率向上に取り組みます。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度を活用し下水道未接続者への周知に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道 整備率100%

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

下水道事業に係る計画に基づき、五箇処理施設及び、管路布設に要する費用を計上。(令和10年事業終了予定)

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の算定

H28策定の経営戦略収支計画の算定値について下方修正が必要となっている。

五箇処理区の供用区域の増による使用料の増及び供用後3地区については、人口減による減少を考慮し、直近の増加額を加増していくことで算定した。

・国庫補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、補助基準の2分の1を見込んで算出しています。

・企業債収入

建設改良費から特定財源(国庫補助金)を控除した額とし、起債充当率100%として算出しています。

起債条件

《下水道債》

償還期間30年、据置5年、元利均等式、利率0.2%(直近の借入条件)

《過疎・辺地債》

償還期間10年、据置2年、元利均等式、利率0.1%(直近の借入条件)

・繰入金

起債の元利償還費用については事業継続中で使用料を徴収しても賄えない状況にあるため、分流式下水道等に要する経費として、100%の金額を基準内繰入として算出しています。基準外繰入としては、職員給与費や維持管理経費などのその他経費を算出しています。

・財源の目標に関する事項

○収益的収支比率100%以上。

○水洗化率(福浦・飯美・卯敷)90%
(五箇)33.8%⇒70%以上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費に関する事項: 過年度実績(5カ年平均)で算定。 ・動力費に関する事項: 直近決算値に過年度実績(5カ年平均)の増加分を加算。 ・修繕費に関する事項: 過年度実績(5カ年)の最大値。 ・委託費に関する事項: 直近決算値に過年度実績(5カ年平均)の増加分を加算。 ・材料費に関する事項: 過年度実績(5カ年)の最大値。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	県でも協議中の広域化等についてだが、本町は離島であるため、処理場を他市町村と共同で使用する広域化・共同化の取り組みは難しいと考えています。 処理区の最適化については令和8年度までに計画策定の予定としています。
投資の平準化に関する事項	建設改良工事は令和10年度で完了する予定です。 令和5年度までに処理場、管渠等の改修計画を策定中で、今後は国の動向を注視しながら改修などの投資を実施・検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後検討していきます。
その他の取組	今後検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	事業継続中であるため、現在は使用料の見直しは検討していませんが、事業完了に向けては、接続世帯数の増加などでの処理場の維持管理費、汚泥処理費の増加や人口減少による収入の減少が予測されるため、R6の公営企業化後に状況を精査しながら、料金改定を行う予定としています。
資産活用による収入増加の取組について	企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では困難であると考えおります。
その他の取組	建設改良にあたっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は処理場、管渠整備の途中段階であるため整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度によります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
薬品費に関する事項	単価変動による増加を見込んでいます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCA サイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	--

収支計画 (R3年度)

区分		年度	前々年度 R1年度	前年度 R2年度	本年度 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)		72,121	80,823	90,319	105,513	123,021	133,781	137,234	139,265	132,614	132,523	135,560	133,024	134,673
	(1) 営 業 収 益 (B)		5,967	6,416	7,266	8,200	9,150	10,100	11,050	12,000	12,950	13,900	14,850	15,300	15,750
	ア 料 金 収 入		4,211	5,867	6,366	7,300	8,250	9,200	10,150	11,100	12,050	13,000	13,950	14,400	14,850
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ 所 の 他		1,756	549	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	(2) 営 業 外 収 益		66,154	74,407	83,053	97,313	113,871	123,681	126,184	127,265	119,664	118,623	120,710	117,724	118,923
	ア 他 会 計 繰 入 金		52,634	63,063	73,053	87,313	98,871	103,681	101,184	97,265	89,664	88,623	90,710	87,724	88,923
	イ 所 の 他		13,520	11,344	10,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	2 総 費 用 (D)		24,361	24,555	25,246	28,081	29,608	28,714	29,649	30,523	31,485	32,385	33,813	34,537	35,605
	(1) 営 業 費 用		18,686	19,093	19,698	22,555	24,212	23,491	24,509	25,447	26,435	27,397	28,713	29,658	30,912
	ア 職 員 給 与 費		782	1,114	1,589	1,844	1,781	1,919	2,242	2,443	2,648	2,777	3,223	3,262	3,547
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ 所 の 他		17,904	17,979	18,109	20,711	22,431	21,572	22,267	23,004	23,787	24,620	25,490	26,396	27,365
	(2) 営 業 外 費 用		5,675	5,462	5,548	5,526	5,396	5,223	5,140	5,076	5,050	4,988	5,100	4,879	4,693
ア 支 払 利 息		5,675	5,462	5,548	5,526	5,396	5,223	5,140	5,076	5,050	4,988	5,100	4,879	4,693	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ 所 の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		47,760	56,268	65,073	77,432	93,413	105,067	107,585	108,742	101,129	100,138	101,747	98,487	99,068	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		222,500	123,305	268,240	169,010	164,010	230,010	230,010	230,010	180,010	260,010	10,000	10,000	10,000
	(1) 地 方 債		132,900	69,400	152,700	103,500	101,500	137,500	137,500	137,500	106,200	142,500	5,000	5,000	5,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		89,600	53,905	115,540	65,500	62,500	92,500	92,500	92,500	73,750	117,450	5,000	5,000	5,000
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他					10	10	10	10	10	60	60	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)		270,242	179,551	333,313	246,442	257,423	335,077	337,595	338,752	281,139	360,148	111,747	108,487	109,068
	(1) 建 設 改 良 費		222,501	123,307	268,240	169,010	164,010	230,010	230,010	230,010	180,010	260,010	10,000	10,000	10,000
	ウ ち 職 員 給 与 費		4,076	4,725	5,706	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000	3,000	4,000			
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		47,741	56,244	65,073	77,432	93,413	105,067	107,585	108,742	101,129	100,138	101,747	98,487	99,068
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		▲ 47,742	▲ 56,246	▲ 65,073	▲ 77,432	▲ 93,413	▲ 105,067	▲ 107,585	▲ 108,742	▲ 101,129	▲ 100,138	▲ 101,747	▲ 98,487	▲ 99,068	

収支計画 (R3年度)

特環
(単位:千円、%)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		R1年度	R2年度	R3年度										
収支再差引 (E)+(I)	(J)	18	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)		12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)														
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	30	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実質収支黒字 (P)		30	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 $(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 $(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)	(S)	5,967	6,416	7,266	8,200	9,150	10,100	11,050	12,000	12,950	13,900	14,850	15,300	15,750
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		3,567	5,967	6,416	7,266	8,200	9,150	10,100	11,050	12,000	12,950	13,900	14,850	15,300
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)														
地方債残高 (X)		1,083,620	1,096,777	1,149,504	1,175,572	1,183,659	1,216,092	1,246,007	1,274,765	1,279,836	1,322,198	1,225,451	1,131,964	1,037,896

○他会計繰入金

区 分	年 度	本年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		R1年度												
収益的収支分		52,634	63,063	73,053	87,313	98,871	103,681	101,184	97,265	89,664	88,623	90,710	87,724	88,923
うち基準内繰入金		51,484	61,706	69,721	82,058	92,909	99,390	96,825	92,918	85,279	84,226	85,947	82,466	82,861
うち基準外繰入金		1,150	1,357	3,332	5,255	5,962	4,291	4,359	4,347	4,385	4,397	4,763	5,258	6,062
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		52,634	63,063	73,053	87,313	98,871	103,681	101,184	97,265	89,664	88,623	90,710	87,724	88,923

経営比較分析表（令和2年度決算）

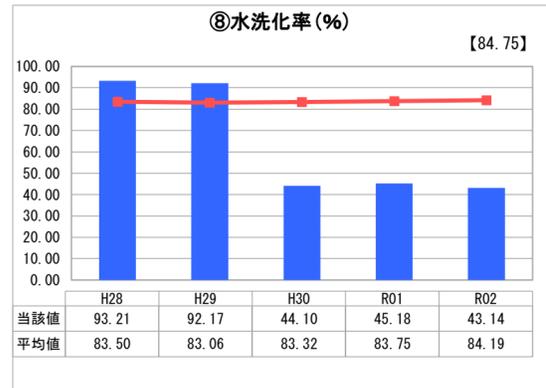
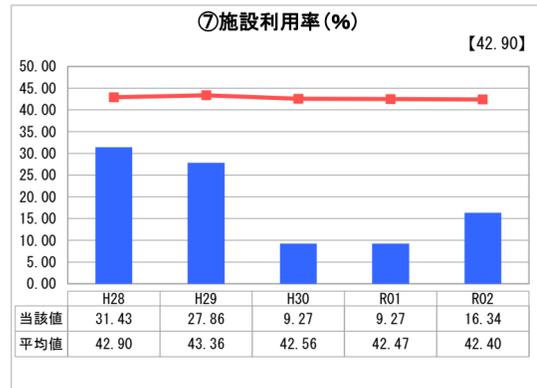
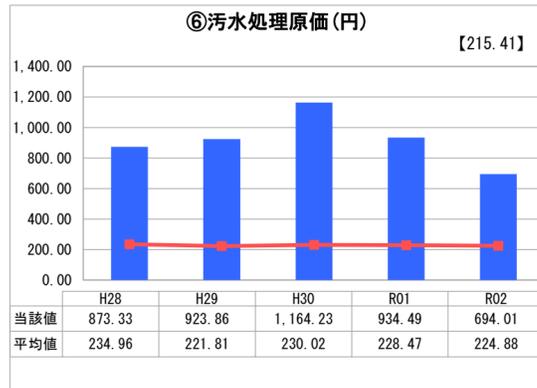
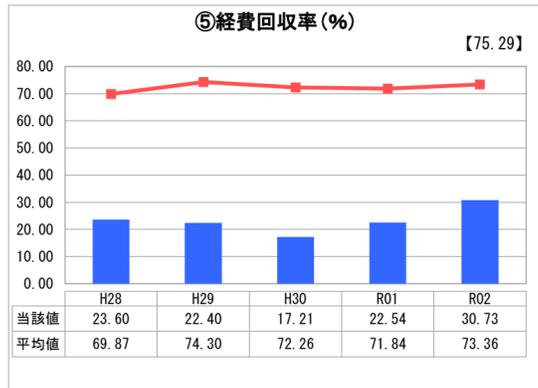
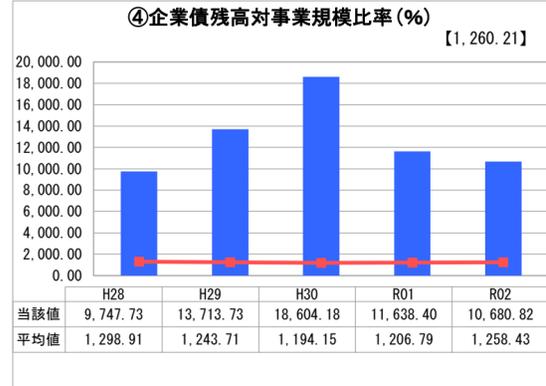
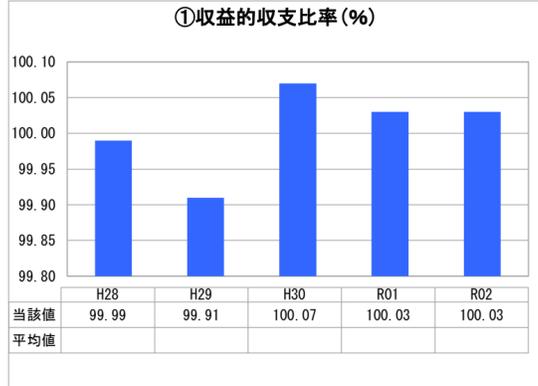
島根県 隠岐の島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.37	111.79	3,848

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,866	242.82	57.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
598	0.34	1,758.82

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



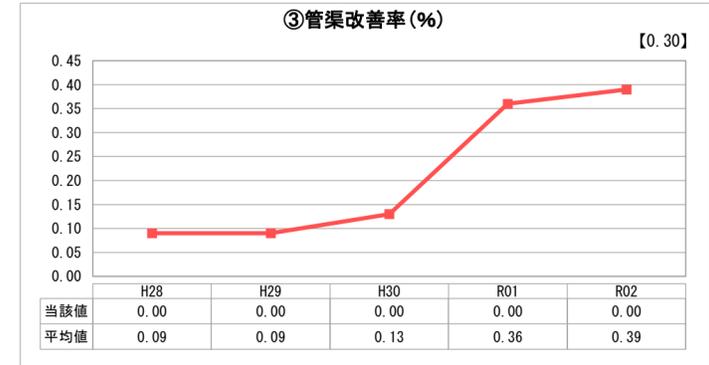
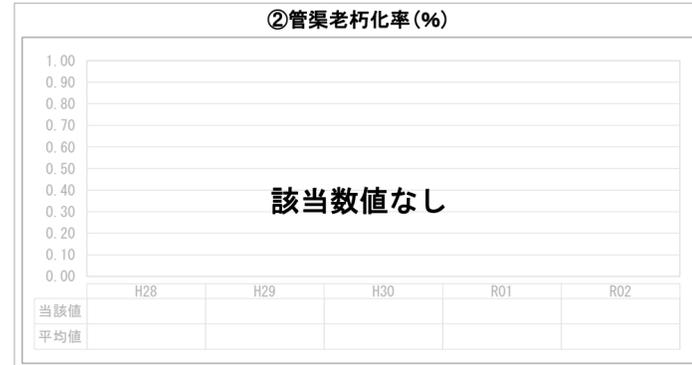
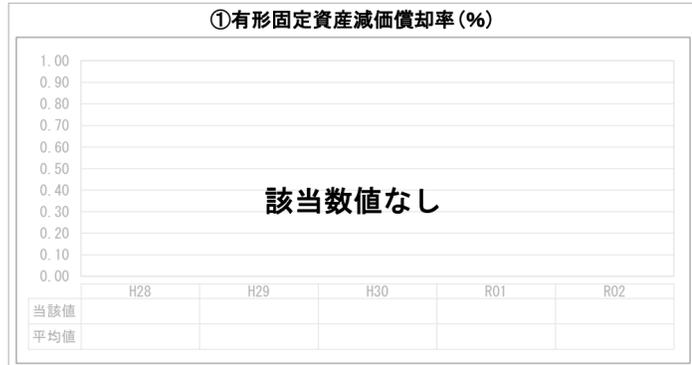
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
- 100%前後で推移しているが、使用料以外の収入に依存している部分が多い。
 - 平成25年度新処理区着手のため上昇し、類似団体に比較して高い。H30から新処理区の供用により減少している。
 - 小規模施設かつ、処理区域内の人口減少により使用料収入が減少傾向で、汚水処理費(委託料)の割合が大きくなるため、類似団体に比較して低い。H30の新処理区の供用により料金収入の増があり上向いている。
 - 上記⑤同様で汚水処理費(委託料)の割合が大きいため類似団体に比較して高い。H30の新処理区の供用により有収水量の増があり減少している。
 - 小規模施設かつ、処理区域内の人口減少により使用水量が少ないため、類似団体比較して低い。H30の新処理区の供用により利用率も減少している。
 - 平成30年度より新処理区の供用が開始され、処理区域内人口が増加したため、水洗化率としては低下した。

2. 老朽化の状況について

- 平成11年度供用開始で、耐用年数内であり管渠改善は実施していない。

2. 老朽化の状況



全体総括

特定環境保全公共下水道は、既供用区域については、小規模施設のため、類似団体に比較して悪い。平成25年度から新処理区着手のため企業債残高が増加しており、使用料以外の収入に依存している部分が増えている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。